

# 經濟論叢

第147卷 第4・5・6号

---

社会統計学の「外敵」と「内敵」(1)……………	長屋政勝	1
外国人労働者の労働条件……………	久本憲夫	31
マレーシアの石油権益における連邦と州の対立(1) ……	中島健二	56
地方財政統制手段としての地方交付税(2)……………	李昌均	66
1930年代の朝鮮における都市の構築と生成……………	松永達	83
カルドアの市場理論と価格論……………	服部茂幸	104
自由貿易体制下の英国糖業(1)……………	大沼穂	119
世紀転換期英国における地価課税運動(1)……………	藤原一哉	134
組織における人格の分裂と統合のメカニズム……………	磯村和人	148
生活保護人員経費低下の促進要因としての 行政メカニズム……………	田中きよむ	165

学会記事

---

平成3年4・5・6月

京都大学経済学会

## マレーシアの石油権益における連邦と州の対立

——連邦国家形成の一事例（1）——

中 島 健 二

### はじめに——論点の設定

1963年，マレーシア連邦がマレー半島のマラヤ連邦11州（57年独立），英自治領シンガポール，そしてボルネオ島の英直轄植民地サバ，サラワクの参加のもとに樹立された（シンガポールが65年に分離して以来13州）。シンガポール，サバ，サラワクは連邦加盟とともにイギリスからの独立をはたした。マレーシア連邦成立前後の数年間，マラヤ連邦の中央権力とボルネオの2州があるべき相互関係の確立をめざして協調あるいは角逐しあう不安定な時期であった。

ところで，マレーシアは現在，世界の原油産出量の1%弱を占める石油資源国である<sup>1)</sup>。しかし，今世紀初頭の一時期をのぞけば開発の歴史は新しく，探鉱は1950年代末，独立以前のサラワクにおいて開始された。石油の管轄権を握るサラワクは，そこから上がるロイヤルティ等の将来の収入に大きな期待を寄せていたが，連邦成立後に原油生産が開始されるに及んで，連邦政府はその管轄権を手に入れる動きに出た。サラワクはそれに難色を示した。74年のサバ沖の原油生産開始後も，同様の事態が起きた。たしかに，州政府ではなく，連邦政府が石油を管轄し，その収入を「国民経済」を視野に配分することが合理的であろう。しかし，サバ，サラワクの底流には，連邦加盟の拒否，離脱という体制の根幹に連なる危機が連邦発足前後に激しく渦巻いていた<sup>2)</sup>。石油管轄権

1) 88年の世界の総産出量は5,800万バレル/日，マレーシアは54万バレル/日。『石油資料月報』第35巻第4号，1990年。

2) マレーシア連邦成立前後のサバ，サラワクの政治史を，両州のエスニズムの複雑な錯綜関係あるいは〈連邦—州〉関係のあり方を分析視角に据えて叙述する論考は数多く見られるが，管見

の問題はこの危機を顕在化する危険を十分にはらんでいたのである。なお、本稿は後の行論に見る通り、管轄権をめぐる時間の綾がより微妙であったサラワクと連邦との関係を中心に論ずる。

結論から言えば、こうした連邦体制揺籃期の石油権限の問題は〈連邦一州〉の確立された枠組のなかで処理されたのではなく、むしろ両者の関係を形成していくうえでの重要な要素となった。石油は憲法の保障規定を越えて76年に最終的に州から連邦へと移管される。それは連邦政府の中央集権化がサバ、サラワクの相対的に自律した特権的な地位を多くの側面から掘り崩していく里程標の一つであった。

なお、76年は石油企業への利権譲渡（石油の所有と生産に関する利権を企業に譲渡し、その見返りにロイヤルティや所得税を受け取る協定）が最終的に撤廃された年でもある。その後、石油資源は国営石油公社（PETRONAS）の所有するところとなり、依然生産の多くを担う企業の事業もPETRONASの管理下に置かれることとなった。当時のOPEC諸国（なかでもインドネシア）とメジャーズを筆頭とする石油企業との間の力学の変遷がマレーシア政府の交渉力にも多大な影響を及ぼしたことは言うまでもない。その後、連邦の石油収入とPETRONASの事業は「多エスニック国家（multi-ethnic state）」マレーシアのエスニック集団間の経済的格差を解消し、真の意味での「国民国家」を形成すべく提唱されたNEP（新経済政策：1971-90）において財政上、産業上の重要な位置を占めることになる<sup>3)</sup>。今から振り返れば、76年までの石油は連邦

3) 論ずるところ、こうした視角から政治と経済を連接する石油権限の帰属問題に切り込んでいく試みはほとんどない。わが国への南洋材の最大供給地であるこれら地域の木材産業についても、その利権をめぐる政治構造の考察はあっても、それがこれら地域の経済開発にとってどのような役割を果たしてきたかまで深く掘り下げて問われることはない。その反対に、石油や木材のマレーシア経済のなかでの位置付けを検討する経済論においては、マレーシアの「国民経済」を分析の枠組として前提するために、そもそも「国民経済」を成立させた政治力学にまで焦点が当たられないうらみが残る。両者を架橋する必要性があるのではないかというのが本稿の出発点である。ただし、本稿でも「国民経済」における石油産業の位置付けは論じられてはいない。

3) 拙稿「戦後マレーシアの経済開発とナショナリズムの行方」（拙著『ナショナリズム、ステイティズム、ポピュリズム』三嶺書房、1990年、263-281ページ）は、NEPが西マレーシアのマレー人のコミュニナリズムをナショナリズムへと発展させる政策となりえたかどうかという視点

体制の播種期の政治と後の経済開発とを接続する基軸に位置していたのである。

### I サラワク産原油と連邦「66年石油鉱業法」

マレーシアの石油生産が活況を呈し始めたのは60年代の中頃であった。その頃、世界の石油供給市場では、しだいにOPEC（石油輸出国機構：60年結成）の力が高まりつつあった。OPECは、自前の原油供給系統の確立をめざして不利な条件も辞さずに利権交渉に臨む独立系（independents）の登場に巧みに乗じて、それまで利権を独占していた石油メジャーズの基盤の一角を取り崩すことに成功しつつあった<sup>4)</sup>。マレーシアの隣国インドネシア（62年OPEC加盟）も「60年石油法」のもとで、既定の利権譲渡契約を失効させ、企業を鉱業権の所有者ではなく国家に代わって生産する請負人と位置付けたうえで、企業との間で「利潤分与契約」を締結することに成功した（63年）。中東の構図のように、ここでも契約改定の突破口を開いたのは新規参入をねらった独立系企業の登場であった。契約の請負的な性格はその後さらに強まり、66年以降、開発から精製までの指揮監督権を政府機関に集中させる「生産分与契約」が採用されるにいたった<sup>5)</sup>。インドネシア政府のこうした急進的な姿勢は、その後マレーシアが「74年石油開発法」にもとづいて類似の生産分与契約へと踏み切る大きな要因となるのだが、原油生産勃興期のマレーシアでも、新たに利権獲得に乗り出してきた企業を相手に、連邦政府が既存の州政府方式を上回る石油

からNEPの評価を試みたものである。

- 4) ロイヤル・ダッチ・シェルの税/収入比率は54年の31%から66年の38%に上昇している。また、ブリティッシュ・ペトロリアムの同比率も57年の34%から66年の46%にまで上昇している。ガルフ、テキサコ、モービルも軒並み税負担を高めており、ソールも50年代前半と66年を比較すれば2倍となっている（60年代に入って低下している）。こうした傾向の原因の一つとして、中東産出国の課税参照価格とされた公示価格（posted price）がメジャーズの独占的販売価格としての性格を弱め、OPEC結成以後、実勢価格（メジャーズもそれに従いつつあった）が低下するなかで凍結されたことを挙げる事ができる。統計資料は Penrose, R. T., *The Large International Firm in Developing Countries: The International Petroleum Industry*, Allen & Unwin, 1968, 邦訳、木内訳『国際石油産業論』東洋経済新報社、1972年、第4章。
- 5) 石田暁恵「石油・鉱物資源の現地化政策」藤森英男編『アジア諸国の現地化政策—展開と課題』アジア経済研究所、1987年、所収、138、144-146ページ。

関連収入を確保するための試みに打って出た。以下、その過程を見てみよう。

66年までマレーシアで操業していた石油生産企業はシェルのみであった。同社はサラワクの連邦参加以前にイギリス植民地当局によって同地域の利権を譲渡されていた。戦後しばらくは主力油田の枯渇とその一帯の海岸探鉱の不振が続いたが、52年に沖合鉱区をリースされ、57年から探鉱を試みたことが功を奏し、63年の連邦加盟の年を境に沖合油田が次々と発見されるにいたった。連邦発足後も、一方の契約当事者は植民地当局から州政府に替わっただけであった。同州の原油産出高は4万t台の横ばい状態を脱し、沖合油田の生産開始年(68年)の20万tから、70年85万t、72年には436万tと短時日の間に激増した<sup>6)</sup>。シェルはまた、サバ州沖合の開発利権を同州政府から得ていた。

一方、60年代末に新たに進出してきた企業は連邦政府と譲渡契約を結んでいた。すなわち、66年にエッソがサバ沖合およびマレー半島東部のトレンガヌ州沖合の鉱区を付与された。また、エッソに続いて、独立系のコノコ(Conoco: Continental Oil Company)が68年に参入し、連邦政府からトレンガヌ沖の探鉱許可を与えられ、操業を開始した。74年以後、シェルを含むこれら企業によって大型油田があいついで発見されていった。

一方の契約当事者が州と連邦とに分かれているのは、つぎの事情による。これら新油田はいずれも海岸から30km—250kmほどの沖合に位置している。マレーシア連邦が「大陸棚法」(Continental Shelf Act)と「石油鉱業法」(Petroleum Mining Act)を制定したのは、1966年であった。それまで土地および資源に関する権限は各州に帰属すると定められていたが、「大陸棚法」によって3マイル(約5km)を越える大陸棚資源に関しては、それが連邦政府によって領有されることが宣言された。ただし、適用範囲は半島マレーシア大陸棚に限られ、ボルネオの2州は適用を見送られた。「石油鉱業法」は、「大陸棚法」と連動するかたちで、連邦政府に対して新規の利権譲渡契約を企業と結ぶ権限を与えるものである。企業に則して言えば、サバ、サラワクのシェル

6) *Annual Statistical Bulletin, Sarawak, 1975, p. 52.*

はそれぞれ州政府との契約のもとに事業を続行したが、エッソやコノコはこの連邦法に則って、サバおよび半島東沖合の大陸棚の探鉱に参入したのである。

サラワクにしてみれば、同州大陸棚の石油資源が連邦以前からの主権の対象であることは明らかであった。植民地時代の石油鉱業法 (Oil Mining Ordinance of 1949) にもとづいて52年にシエルへ沖合鉱業権がリースされたとき、その条文に、リースの範囲が植民地の現在の領有海域を越える 'seabed' を含むということが明記されている。そして、54年にエリザベス女王の名のもとに発布された領域の改正法では、サラワク植民地の領有海域が大陸棚にまで拡大されることが記されていた。要するに、連邦が大陸棚の領有を宣言する以前に、イギリスがサラワク大陸棚の主権を主張しており、それがサラワク州の主権として引き継がれていたのである<sup>7)</sup>。それに対して、サバ沖合で連邦と州の権限が混在しているのは、この地域における主権が法的に明確ではなかったからではないかと思われる。

サラワク鉱業法にもとづく譲渡契約では、石油企業からの州政府収入は主にロイヤルティから成り立っていた。それに対して、66年の連邦石油法にもとづく譲渡契約では、連邦政府はロイヤルティに加えて所得税を徴収することになっていた。これは一種の利潤分与方式である<sup>8)</sup>。ただし、74年にエッソがサバ沖で生産を開始するまで、連邦政府は石油収入を得ることはできなかったはずである。70年代前半のマレーシアの石油生産のほぼ全量を生産したのはサラワク・シエルであった。エッソの74—75年の生産は同期のマレーシア総生産量の4%程度を占めるにすぎず、75年に生産が開始されたサバ・シエルの同年のシェアも6%にすぎなかった<sup>9)</sup>。

7) Datuk Bin Serjan, "The Constitutional Position of Sarawak", in: Trindade, F. A., H. P. Lee, eds., *The Constitution of Malaysia, Further Perspectives and Developments*, Oxford U. P., 1986, pp. 124-125.

8) Adnan, M. A., "Extractive Industries", in: Fisk, E. K., H. Osman-Rani, eds., *The Political Economy of Malaysia*, Oxford U. P., 1982, pp. 247-248.

9) 石油公団企画調査部他「インドネシア及びマレーシアの石油・天然ガス需給予測 (その3 マレーシア)」『石油の開発と備蓄』第17巻第5号, 1984年, 31ページ, 表II-20より。

ところが、71—75年の石油関連収入の統計では、州政府の収入178に対して、連邦政府はすでにロイヤルティ172、連邦所得税497を得ている（単位：100万リンギ）。また、連邦政府のロイヤルティと所得税の年次推移はその間の原油生産額の推移と比例しておらず、このことから徐々に連邦の収入が積み増しされていったことがわかる<sup>10)</sup>。要約すると、66年の「石油鉱業法」にもとづいて連邦政府が新規参入企業との間に交わした協定は、それ以前のサラワク州の譲渡方式にもとづくよりも、所得税分だけ多くの利益を連邦政府に与えるものであった。しかし、連邦政府は新規参入企業から収入をあげる前に、サラワク州政府の権限にしないで食い込んでいき、そこで州政府が得ていた以上の税収を71年から獲得することとなったのである。

## II マレーシア連邦のなかのサラワク

ところで、連邦の「大陸棚法」と「石油鉱業法」はなぜ制定当初からサバ、サラワクに適用されなかったのであろうか。端的に言えば、それは明白に違憲だったからである。その説明は、61年5月のマレーシア連邦構想の提唱にまで遡らなければならない。

マラヤ連邦の政治的主導権を掌握していたのは「統一マレー人国民組織」(UMNO)であった。UMNOの基本方針は、政治的にはマレー人の市民権を特権化し、社会的にはマレー語の公用語化とイスラム教の国教化を認め、経済的にはマレー人の比率が高い農村開発を推進することであった。これら鮮明なマレー人優先政策の見返りとして、華人の商工業分野での圧倒的な地歩は趨勢として温存され、彼らの政治的支配層の要求は議会—内閣レベルでのUMNOとの連合関係である「マラヤ連合党 (Alliance)」で受容、調整された。マ

10) 州政府の石油関連収入は Young, K., et al. eds., *Malaysia: Growth and Equity in a Multi-racial Society*, The Johns Hopkins U. P., 1980, p. 174, table 6.7 より。連邦政府の石油関連収入は木村陸夫「ブミプトラ政策と経済構造の変容」堀井健三編『現代マレーシアの社会・経済変容』アジア経済研究所, 1988年, 112ページ, 第19表より。ただし、連邦の石油収入が前者の統計では746 (100万リンギ), 後者の統計で669となっており、整合性に欠けている。本稿はそのうち小さい額をとった。

レーシア連邦構想の直接のきっかけは、マラヤ連邦が英自治領シンガポールの共産主義化を防ぐために、同領をマラヤとの統合という形で独立させようと考えたことにあった。しかし、それだけでは両地域を合わせた華人が数のうえでマレー人を上回ってしまうために、マレー人優遇政策を継続させるためにボルネオ（サバ、サラワク、ブルネイ）のマレー人を抱合せようとしたのである<sup>11)</sup>。ブルネイについては後論でみる。

しかし、サバ、サラワクのマレー人は人口比率のうえでマイナーな集団であった。サバの60年センサスでは「マレー人」は17%、他のイスラム教徒の集団を加えても31%である。サラワクの60年センサスでも「マレー人」は17%、彼ら以外のイスラム教徒の他集団を加えても23%にしかならない<sup>12)</sup>。しかも、これらセンサスにおける「マレー人」はマレー半島だけではなく、ブルネイ、フィリピン、インドネシアも含めた広義の「マレー世界」からの移住民であり、20世紀中葉にマレー半島のマレー人と同一の文化的社会的基盤を共有しているという意識は希薄であった。とすれば、非マレー系現地住民の〈同化〉政策を採るしかないのだが、両地域の現地住民は多様なエスニック諸集団によって構成されており、彼らはマレー系以上に半島マラヤとの文化的社会的な一体感に乏しかった。結婚を通じた文化的な融合はむしろ現地住民と華人との間で比較的多く見られた<sup>13)</sup>。

11) マレー人の特権とは、公務員採用・特定業種許可の優先的割当、奨学金等の教育援助の優先給付、マレー人保留地の土地所有権の保証などである。田村愛理「マレーシアの政治体制と行政機構」萩原宜之、村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所、1987年、76ページ。

57年センサスではマラヤとシンガポールとを合わせて、「マレー人その他現地住民」は43%、「華人」は44.3%となる。これにボルネオ3地域を加えると前者が46.6%、後者が41.9%となり、逆転する。Ongkili, J. P., *Nation-building in Malaysia, 1946-1974*, Oxford U. P., 1985, p. 153, 154. また、田村慶子「マレーシア連邦における統合と分裂——シンガポールの分離をめぐって」『政治研究』第32巻、1985年、61-67ページは連邦構想の意図について詳説している。

12) *Annual Bulletin of Statistics, Sabah, 1975*, p. 49, *Annual Statistical Bulletin, Sarawak, 1975*, pp. 9-10.

13) Abdullah Taib, et al., "The Social Structure", in: Fisk, E. K., H. Osman-Rani, eds., *op. cit.*, p. 106. マラヤ連邦の指導者は、サバ、サラワクの現地住民が植民地時代に白人だけではなくブルネイのスルタンのもとでマレー人官僚体制からも支配を受けていた事情に由来する反マレー人感情を抱いていたことを容易には理解できなかった。Milne, R. S., D. K. Mauzy, *Politics and Government in Malaysia*, Federal Publications, 1980, p. 61.



たしかに、サバ、サラワクのイスラム教徒は他集団よりも多くの恩恵が得られることをあてに、連邦構想の前後から自ら進んで「マレー人」と名乗るようになる。しかし、非マレー（非イスラム）の現地住民のなかには連邦参加に反対する声が強かった。サバ住民の32%を占める最大集団カダザン人と23%を占める華人の一部が中心となって結成した「統一国民カダザン組織」(UNKO, 61年)は、統合交渉以前にまずサバが独立することを主張し、非イスラム集団の政治的結束を促した。また、サラワクでは人口の40%を占めるイバン人(陸ダヤク人含む)と華人(31%)の一部が「サラワク国民党」(SNAP, 61年)を設立し、やはり早期の独立を主張した。以上の二党の他にも連邦加盟への賛否を対立点にして多くの政党が登場した。UNKOやSNAPが掲げたスローガンや社会政策は、最大比率を占める現地住民の共同体意識(コミュニズム)を中核として、それぞれサバ、サラワクをエスニック集団の混在する場ではなく、新たな統合の水準に引き上げるナショナルリズムの萌芽を体現するものであった<sup>14)</sup>。

非マレー・イスラム住民のこのように硬化した態度を前向きに転じさせるためには、緩やかな連邦形態を構築する方向で交渉が進められなければならなかった。最終的な歩み寄りが見られたのは62年末、それまで数ヶ月にわたって〈連邦—ボルネオ〉関係について協議を重ねてきたイギリス、マラヤ、サバ、サラワクの代表による「政府間委員会」(Inter-Governmental Committee, 以下IGC)が合意事項を報告した時である。その内容は多岐にわたるが、マ

14) 当時の政治的経済的な水準でサバ、サラワクが単独の独立を行なうことは現実的でなく、そのことは強く認識されていた。しかし、独立の方法としてはマラヤ連邦との連合より先に、ブルネイを含めたボルネオ連合が50年代に当事者間の協議にいくどか乗せられたことがあった。石油収入の分配に不満をもったブルネイの消極姿勢でこの構想は頓座したが、引き続き61年にはサバとサラワク間で部分的自由貿易地域構想が提唱された。Silcock, T-H., E. K. Fisk, *Political Economy of Independent Malaya: A Case Study in Development*, Eastern U. P., 1963, pp. 46-47. また、サバ、サラワクのナショナルリズムの萌芽については Milne, R. S., K. J. Ratnam, *Malaysia: New States in a New Nation, Political Development of Sarawak and Sabah in Malaysia*, Frank Cass, 1974, pp. 63-68, 田村慶子「マレーシア連邦における国家統一——サバ、サラワクを中心として」『アジア研究』第35巻第1号, 1988年, 6, 7, 11ページ。

レー・イスラムの浸透や政治的被支配者への転落を懸念するサバ、サラワクの立場を考慮して、両地域における宗教の自由の保障、マレー語の公用語化の延期、両地域の「ネイティヴ」へマラヤ連邦におけるマレー市民と同一の特権を付与することなどが盛り込まれている。また、連邦他地域からの移民を制限する権限が両州に与えられること（失業者の流入が心配された）、土地と資源の主権はもとより、マラヤ諸州の土地政策と開発政策の決定に関与する権限を有する「国家土地評議会」(National Land Council) や「地方政治のための国家評議会」(National Council for Local Government) の権限が両州には及ばないことなどが規定され、両州の政策の自律性が強く保障されている<sup>15)</sup>。

I G C の合意を受け、62年末から翌年初にかけて、マレー／非マレーを問わず両地域の大部分の政党が「マレーシアによる独立」の主張を掲げて政党連合をそれぞれ結成し、最初の地方議会選挙（同時に連邦議会の間接選挙）にのぞむ姿勢を打ち出した。選挙ではサバで連合が圧勝、サラワクでも過半数を押さえ、連邦参加は決定的となった。かくて、63年9月に連邦が実現し、I G C 報告がマラヤ憲法の修正条項 (Malaysian Act: 以下マレーシア条項) として同憲法に取り入れられるという形で、マレーシア憲法が制定された。連邦議会はサバ、サラワクの同意がなければ、両州（あるいはその一方）の特権的地位や両州のみが決定権を有する政策 (State List) に関する憲法の修正を行うことができないとされ、この点においてボルネオの2州はマラヤ諸州と決定的に異なる地位を与えられた<sup>16)</sup>。

しかし、両地域とりわけサラワクが連邦加盟に踏み切る積極的な要因となったのは、連邦から潤沢な財政援助が当分の間得られる見通しがついたことであった。マラヤとボルネオ間には経済的に相当な不均衡があり、61年の1人当たり

15) 連邦議会における議席数もマレーシア全体に占めるそれぞれの住民人口の比率以上に配分されることになった。Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, "The Constitutional Position of Sabah", in: Trindade, F. A., H. P. Lee, eds, *op. cit.*, pp. 95-96.

16) Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, *ibid.*, p. 109, Milne, R. S., D. K. Mauzy, *op. cit.*, p. 66, pp. 101-102.

所得はシンガポール1,300, マラヤ800, サバ700, サラワク550 (単位: リンギ) であった<sup>17)</sup>。IGCはこの点でも合意を見ており、マレーシア条項には、他州には認められていない諸税の徴収権、そして特別助成金 (balancing grant, escalating grant) が両州に与えられることが規定された<sup>18)</sup>。州の経常歳入に占める連邦助成金の比率はマレーシア全体で平均1/4程度であったが、64-69年のサバの同比率は33%, サラワクでは手元で利用できる67-69年の統計で35%と一段高くなっている。また、ボルネオ両州の経常歳入と開発予算歳入の総計に占める助成金等連邦資金の割合は、サバで30% (64-69), サラワクで43% (67-69) となっており、開発の遅れたサラワクへの連邦の財政的テコ入れがより大きかったことがわかる<sup>19)</sup>。

UMNOを中心とする「連合党 (Alliance)」はマラヤ諸州に対して中央の政府と議会が絶大な権力を行使できる体制を築き上げてきた。しかし、マレーシア連邦成立までの困難な経過がボルネオ2州に対する中央の権力を弱める結果となった。サバ、サラワクは相対的に自律的な立場を保障されると同時に財政的な恩恵も与えられた。しかも、これら地域の現地住民はマレー人と同じ「ブミプトラ」(「土地の子」の意) のシンボルのもとに括られ、マレー人と同等の特権的な地位を与えられることとなった。(以下次号)

17) Milne, R. S., D. K. Mauzy, *ibid.*, pp. 45-46.

18) また、連邦政府は統一後最初の5年間、開発資金として3億リンギをサラワクが、そして、2億リンギをサバが確保できるように努めることとされた。さらにイギリスが両州の開発のために5年間にわたって毎年150万ポンド(約1,200万リンギ)を贈与することを約束した。Ongkili, J. P., *op. cit.*, p. 167.

19) 1/4の数値は Milne, R. S., D. K. Mauzy, *op. cit.*, p. 106, 両州の予算比率の数値は *Annual Bulletin of Statistics, Sabah, 1971*, p. 157-159, *Annual Statistical Bulletin, Sarawak, 1970*, pp. 114-116 の財政統計より算定。ただし、連邦政府の財源が両州における連邦税の徴収を含んでいることに注意しなければならない。IGCは連邦税を将来引き上げて全国的に統一することを勧告していたが、66年に早くも両州で所得税が引き上げられ、その統一のテンポの速さへの不満も生じた。連邦政府の開発援助は後に課税のツケが回ってくる仕組みになっていた。Milne, R. S., K. J. Ratnam, *op. cit.*, pp. 54-55.